

「山梨県立防災安全センター指定管理者募集に関する質問」に対する回答

(平成30年7月30日～8月3日受付分)

質問	回答
<p>収支計画は、申請時以降総額の範囲内で費目間の組み替えは可能か。可能だとすれば、どのような条件の下で認められるか。</p>	<p>原則的には応募時に提出して頂く収支計画どおりに執行して頂く必要があります。ただし、委託料総額の範囲内において、指定管理者が管理上必要と認めれば費目間の組み替えは可能です。なお、応募時と執行時で著しく乖離している費目がある場合には、県から指定管理者に対し、その理由について説明を求める場合があります。</p>
<p>自主事業は「指定管理施設の対象となる敷地及び施設内で行うことができる」とあるが、例えば出張の形態で行う、あるいは消防学校内で行うなどの計画でも可能か。</p>	<p>自主事業は、募集要項に記載してあるとおり、原則、防災安全センターの施設及び敷地内で計画してください。ただし、自主事業計画の内容によっては可能となる場合もありますので、指定管理者からの具体的な協議により個々に判断していくこととします。</p>
<p>現在施設内に設置されている防災行政無線関連設備については、今後も引き続いて設置されると思うが、指定管理業務とは別に業務委託契約を締結する予定はあるか。</p>	<p>防災行政無線の保守につきましては、県が委託している事業者が行うため、指定管理者と業務委託契約を締結する予定はありません。なお、プリンタのインクや用紙の購入に係る費用、電気使用料については施設管理費として指定管理者の負担となります。</p>
<p>空調設備が故障しているようであるが、今年度修理や交換がなされなかった場合には、新しい指定管理者が来年度の予算で修理・交換しなければならないのか。また、費用はどの程度かかるか。</p>	<p>施設・設備の修繕については、原則20万円を超える修繕については県が、20万円未満の修繕であれば指定管理者が行うこととなります。現在、空調設備については修繕方法を検討中であり、実施時期、費用ともに未定であります。</p>
<p>パソコンやコピー機のリース料、清掃業務委託や清掃器具の賃借料など、現在の指定管理者が契約しているもので、3月で契約が終了しても問題ないものや、引き継いで支払わなければならないものはあるか。</p>	<p>現在の指定管理者が契約しているリース・委託等で、新しい指定管理者に引き継がれるものではありません。来年4月以降は、新しい指定管理者が必要に応じて契約して頂く必要があります。</p>
<p>人件費の内訳(センター長1名、指導員2名、短時間勤務指導員2名、事務職員1名の一部)を教えてください。また短時間勤務指導員は繁忙期に必要と思われるが、どれくらいの時間及び金額が必要か。繁忙期とはどのようなときか。</p>	<p>人件費の内訳は、個人に関する情報なので回答は控えさせていただきます。 短時間勤務指導員は、指導員が出張講座等でセンターを不在にするときに来て頂いています。</p>
<p>敷地内の花壇や慰霊碑の周りを防草</p>	<p>雑草が生えてくることを防ぐために現在の指定管理</p>

シートで覆っているのはなぜか。	者が設置しているものです。
来館者数、行事数、行事参加数等、最低限行わなければならない数を教えてほしい。	<p>最低限の数は定めていませんが、募集要項には以下のとおり目標数を記載しており、これを上回る数を期待しているところであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災指導車を活用した地震体験 目標：年間19,200人 ・施設利用者及び各講座受講者 目標：年間19,800人) ・移動(出張)防災教育講座 目標：年間84回以上 ・イベント 目標：年間2回
山梨県地震防災訓練は、防災安全センターで実施しているのか。また時期や回数、防災安全センターからは何名の人員を出す必要があるのか。	<p>山梨県地震防災訓練は、毎年1回、秋頃に行われ、県内市町村が会場となります。防災安全センターが会場になることはありません。</p> <p>防災安全センターは、会場で毎年度地震体験車による地震体験を行っており、指導員2名で対応をして頂いております。</p>
地震防災訓練以外に参加しなければならない公式行事はあるか。あれば、時期や回数、防災安全センターから何名の人員を出す必要があるのか。	地震防災訓練以外では、毎年11月に行われる県民の日記念行事で、地震体験車による地震体験を行っています。地震防災訓練と同様に指導員2名で対応をして頂いております。
当法人は定款の目的事項の中で指定管理業務を行う旨の記述がないため、定款の変更が必要になると思われる。応募時までに定款変更が必要になるのか、それとも指定管理者として決定した後、業務開始までに変更されていればいいのか。	定款の変更が必要な場合は、指定管理者の指定までに変更してください(募集要項第6の3参照)。